

## 能代市不妊治療費助成のご案内

\*不妊治療：妊娠後、流産・死産を繰り返している場合の治療、検査をいいます。

### ・対象者（※次の要件をすべて満たす方）

- 1) 生殖医療専門医が所属する医療機関において不妊症と診断され、不妊治療等の必要が認められた夫婦（事実婚夫婦を含む）。生殖専門医が紹介する医療機関での治療も助成対象です。
- 2) 申請時に能代市に1年以上住民登録をしている（夫婦のいずれか一方でも可）
- 3) 夫婦の双方が医療保険各法の被保険者、組合員、被扶養者である
- 4) 夫婦の双方が市税及び国民健康保険税を滞納していない

### ・助成内容

不妊治療にかかった自己負担額（検査、治療、薬剤費等。高額療養費や付加給付金、国県等からの補助金を除く）について、1年度（4月1日～3月31日）あたり15万円を限度に助成します。令和6年4月1日から令和7年3月31日までに受けた治療が対象です。



### ・申請書類 ※郵送での提出も可能です

- ① 不妊治療費助成金申請書
  - ② 不妊治療受診証明書（生殖医療専門医が記入したもの）
  - ③ 医療機関が発行した領収書等の写し  
※院外処方がある場合は、薬局の領収書及び明細書を添付してください。  
※領収書等がない費用は助成できない場合があります。
  - ④ 夫婦の住民票（マイナンバーの記載のないもの）
  - ⑤ 夫婦の納税証明書
  - ⑥ 夫婦の健康保険証の写し（おもて面のみで可）
  - ⑦ 請求書\*1
  - ⑧ 高額療養費や付加給付金等が分かるもの（該当者のみ）
  - ⑨ 夫婦の戸籍謄本（住所が同一でない夫婦や事実婚夫婦の場合）
  - ⑩ 事実婚関係に関する申立書（事実婚夫婦の場合）\*1
- ※1：①②⑦⑩は能代市ホームページからダウンロードするか、子育て支援課にお問合せください。  
※2：④⑤は、市が情報を閲覧することに同意される場合は、不要です。申請書に同意書がついています。同意されない方で、④⑤を無料で取得したい場合は、**事前に**子育て支援課までご連絡ください。
- ※転入等で能代市での内容が確認できない場合は提出が必要です。

※不妊治療も行っていただいた方はそれぞれ申請が必要です。申請書類については子育て支援課までお問合せください。

**申請期限：令和7年3月31日**

※期限内に申請が間に合わない場合は、事前に子育て支援課にご相談ください。

HPはこちら→

